

第30回 府中市農業委員会総会議事録

- 1 開 会 令和元年12月20日(金)午後3時55分
閉 会 令和元年12月20日(金)午後4時40分
場 所 市役所西庁舎3階第2委員会室

2 会議録署名委員

6番 戸塚 孝 委員 7番 川辺 初太郎 委員
17番 石阪 脩 委員(会長)

3 出席委員

1番 朝倉 泰則 委員	2番 千金楽 千詠 委員
3番 田中 繁 委員	4番 榎本 重雄 委員
5番 志水 清隆 委員	6番 戸塚 孝 委員
7番 川辺 初太郎 委員	8番 都築 一 委員
9番 菊池 伸明 委員	10番 小林 茂 委員
11番 平田 佳子 委員	12番 澤井 泰造 委員
13番 田中 仁志 委員	14番 伊藤 久夫 委員
15番 筒井 敏彦 委員	16番 河内 邦男 委員
17番 石阪 脩 委員	18番 松村 良夫 委員
19番 市川 耕作 委員	20番 小牧 直子 委員

4 議 長

17番 石阪 脩 委員(会長)

5 事務局(説明員)

小柴靖也事務局長 加藤泰幸主査 佐伯洋子事務職員 榎澤有一事務職員

議 事 日 程

- 1 会期の決定について
- 2 会議録署名委員指名について
- 3 第1号議題 報告 農地の転用届出について（農地法第4条関係）
- 4 第2号議題 報告 農地の転用のための権利移動届出について
(農地法第5条関係)
- 5 第3号議題 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- 6 第4号議題 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 7 その他
 - (1) 生産緑地地区の制限解除について
 - (2) 12月度の活動報告について
 - (3) 次回の総会開催日
 - (4) その他

午後3時55分開会

○議長（石坂委員） 皆さん、こんにちは。定刻前ですが、皆さんお揃いになりましたので、今年最後の総会となりますが、暮れのお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。委員の皆さまにとって、この一年は如何でしたでしょうか。今年も平成から令和になって大変な年でありました。今日も国分寺の農家の方がウドを作っていますが、台風で根がやられて全滅だと言っていました。天候の影響は大きいと改めて感じました。来年は穏やかであるように祈るばかりです。

ただいまから、第30回府中市農業委員会総会を開会します。

本日は、全員の方が出席しております。

会議は有効に成立していることを、ご報告いたします。

会期につきましては、議案の都合により、本日限りとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「異議なし」の声）

ご異議がないようですので、会期は、本日限りといたします。

次に、会議録の署名委員ですが、慣例により、議席の順番に指名させていただいてよろしいでしょうか。（「異議なし」の声）

ご異議がないようですので、今回は、6番、戸塚委員さん、7番、川辺委員さんをお願いいたします。

それでは、「第1号議題 報告 農地の転用届出について」を議題とします。報告件数は2件です。事務局から説明をお願いします。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第1号議題、報告、農地の転用届出について、農地法第4条関係。

第1項、届出者は白糸台〇の〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は、小柳町〇の〇〇の〇、589平方メートルの内295.80平方メートル。届出書が到達した日は、令和元年11月13日、転用の目的は一戸建貸家住宅2棟となっています。

2ページの案内図は当該地を示しております。

第2項、届出者は白糸台〇の〇の〇、〇〇〇〇〇、土地の所在は、紅葉丘〇の〇の〇、〇〇の合計2筆、696平方メートル。届出書が到達した日は、令和元年11月22日、転用の目的は共同住宅となっております。

4ページの案内図は当該地を示しております。以上の第1項第2項の現地の確認は、戸塚委員さんをお願いをしております。以上、よろしく申し上げます。

○議長（石阪委員） はい、説明が終わりました。戸塚委員さんお願いいたします。

○委員（戸塚委員） はい、先週見に行きました。第1項は筆を分け、家が2棟建っていました。第2項はベタ基礎が入って家が建ち始めていました。特に問題はありません。

○議長（石阪委員） はい、他に、ご質問等ございますか。（「異議なし」の声）

ご質問等がないようですので、第1項第2項の報告を了承することといたします。

次に、「第2号議題 報告 農地の転用のための権利移動届出について」を議題とします。報告件数は2件です。事務局から説明をお願いします。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第2号議題、報告、農地の転用のための権利移動届出について、農地法第5条関係。

第1項、譲り受け人は山梨県上野原市上野原〇〇、株式会社〇〇〇〇〇〇〇、代表取締役〇〇〇、譲渡人は住吉町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は、住吉町〇の〇〇の〇、198平方メートルで、所有権の移転でございます。届出書が到達した日は、令和元年11月20日、転用の目的は建売住宅2棟となっております。

2ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は澤井委員さんをお願いしています。

第2項、譲り受け人は白糸台〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、譲渡人は白糸台〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は、白糸台〇の〇〇の〇、26平方メートルで、所有権の移転でございます。届出書が到達した日は、令和元年11月21日、転用の目的は資材置場となっております。

4ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は田中繁委員さんをお願いしています。以上、よろしく申し上げます。

○議長（石阪委員） はい、説明が終わりました。第1項、澤井委員さん如何でしょうか。

○委員（澤井委員） はい、12月6日に現地の確認に行ってきました。前はビニールハウスがありましたが、今は撤去が終りまして、多少雑草がありますが、問題ありません。

○議長（石阪委員） はい、第2項、田中繁委員さん如何でしょうか。

○委員（田中繁委員） はい、11月25日に調査に行ってきました。譲渡人は狭隘地の整理、譲受人は接道の確保ということで、やむを得ないと思います。

○議長（石阪委員） はい、他に、ご質問等ございますか。（「異議なし」の声）

ご質問等がないようですので、第1項第2項の報告を了承することといたします。

次に、「第3号議題 相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を議題とします。証明願の件数は2件です。事務局から説明をお願いします。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第3号議題、相続税の納税猶予に関する適格者証明について。

第1項、次の者が相続税の納税猶予に関する適格者であることを証明する。

申請者、相続人、住吉町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇〇、申請者、被相続人、同所、〇〇〇〇、特例適用農地は、住吉町〇の〇〇の〇、〇、〇、〇、〇、〇、〇、〇〇の合計8筆、田、2, 329平方メートル。

第2項、次の者が相続税の納税猶予に関する適格者であることを証明する。

申請者、相続人、押立町〇の〇〇の〇〇、〇〇〇〇〇、申請者、被相続人、同所、〇〇〇〇、特例適用農地は、押立町〇の〇〇の〇、〇の〇〇の〇の合計2筆、田と畑を合わせて1, 305平方メートル。

2から4ページは〇〇氏から提出された証明願、特例適用農地等の明細書、営農確約書で、5ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、澤井委員さんをお願いをしております。

6から8ページは〇〇氏から提出された証明願、特例適用農地等の明細書、営農確約書で、9、10ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は榎本委員さんをお願いをしております。以上、よろしく申し上げます。

○議長（石阪委員） はい、説明が終わりました。第1項、澤井委員さん如何でしょうか。

○委員（澤井委員） はい、12月11日に現地の確認をしました。当該地のほとんどが植栽用の植木畑で、非常に管理も良く問題ありません。

○議長（石阪委員） はい、第2項、榎本委員さん如何でしょうか。

○委員（榎本委員） はい、先日、現地確認をしたところ、2箇所ともきちんと管理されていて問題ありません。

○議長（石阪委員） 他に、ご意見等ございますか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、第1項第2項は証明することといたします。

次に、「第4号議題 引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題とします。証明願の件数は4件です。事務局から説明をお願いします。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第4号議題、引き続き農業経営を行って

いる旨の証明について

第1項、次の者が平成28年11月22日から令和元年11月14日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、四谷○の○○の○、○○○○、土地の所在は四谷○の○○の○、○、○の○の○、○○、○○、○○の合計6筆、田、1、775平方メートル。

第2項、次の者が平成28年11月14日から令和元年11月19日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、国分寺市東元町○の○○の○、○○○○、土地の所在は栄町○の○の○、○○の○、○の○○の○の合計3筆、畑、7、341平方メートル。

2ページに移りまして、第3項、次の者が平成28年3月15日から令和元年11月24日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、西府町○の○の○、○○○○、土地の所在は日新町○の○○の○、○○の○、○○の○、○の合計4筆、畑と田を合わせて5、292.77平方メートル。

第4項、次の者が平成28年12月9日から令和元年12月9日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、是政○の○○の○、○○○○、土地の所在は是政○の○○の○○、○○、○○、矢崎町○の○の○の合計4筆、畑、899平方メートル。

3から5ページは○○氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、お米、野菜等を生産しています。

6ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、市川委員さんをお願いしています。

7から10ページは○○氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、花水木他各種植木を生産しています。

11、12ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、菊池委員さんをお願いしています。

13から16ページは○○氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、お米、梨、野菜等を生産しています。

17ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、松村委員さんをお願いしています。

18から20ページは○○氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、野菜を生産しています。

21、22ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、伊藤委員さんをお願いしています。以上、よろしくお願ひします。

○議長（石坂委員） はい、説明が終わりました。第1項、市川委員さんお願ひします。

○委員（市川委員） はい、14日に現地を確認していました。案内図の左側は田んぼで稲を刈り取った跡になっていまして、右側は半分ほどが田んぼで稲を刈り立った後になっていました。残りの半分は野菜を作っていました。問題はありませぬ。

○議長（石坂委員） はい、第2項、菊池委員さん如何でしょうか。

○委員（菊池委員） はい、こちらは植木が植えてあり、下草の管理もよくできていますので、何の問題もありません。

○議長（石坂委員） はい、第3項、松村委員さん如何ですか。

○委員（松村委員） はい、こちら案内図にあるように3箇所に分かれています。左側の当該地は田んぼで稲を刈った後になっていました。真ん中は半分以上が梨畑で、その他で野菜を栽培していました。右側のカギ形になっている所の右側は柿畑で、左側は作物は栽培していませんがきれいに耕してありました。問題ありません。

○議長（石坂委員） はい、第4項、伊藤委員さん如何ですか。

○委員（伊藤委員） はい、21ページの方は数種類の野菜が植えてありました。22ページの方はネギが植えてあり、その他はきれいに耕してありましたので、いずれも問題はありませぬ。

○議長（石坂委員） はい、他に、ご意見等ございますか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、第1項から第4項は証明することといたします。

次に、7「その他」に入ります。（1）「生産緑地地区の制限解除について」を事務局から説明をお願いします。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、それでは、資料ナンバー1をご覧ください。

生産緑地地区の制限解除について。

1、買取申出ナンバー275、買取申出日、令和元年8月21日、制限解除日、令和元年11月21日、買取申出者、〇〇〇〇〇、申出地の概要は小柳町〇の〇〇の〇、〇、〇の〇〇の〇、〇、紅葉丘〇の〇の〇、〇、合計2,082平方メートル。

2、買取申出ナンバー276、買取申出日、令和元年8月22日、制限解除日、

令和元年11月22日、買取申出者、〇〇〇〇、申出地の概要は是政〇の〇〇の〇〇、〇〇、清水が丘〇の〇〇の〇〇、〇〇、合計850.08平方メートル。

なお、1の買取申出ナンバー275の紅葉丘の2筆は、本日の第1号議題、第2項で農地転用届出が出ております。以上でございます。

○議長（石阪委員） はい、何かございますか。（…）

次に、（2）「12月度活動報告について」及び（3）「次回の総会開催日」を事務局からお願いします。

○事務局（佐伯事務職員） はい、会長、それでは、12月分の活動報告をさせていただきます。資料ナンバー1をご覧ください。

まず、前回の農業委員会総会が11月22日に開催され、農地法4条の届出が2件、農地法5条の届出が3件、引き続き農業経営を行っている旨の証明が8件、都市農地の貸借等に係る事業計画の認定についてが1件、その他の審議していただきました。

11月29日には府中の生涯学習センター講堂で農業委員会活動推進フォーラムが開催され、東京農業の現状等についての研修があり、9名の委員さんと事務局が参加をいたしました。

12月に入りまして、5日には、東京都の認定農業者等担い手連絡会議が中野サンプラザ会議室で開催され、当日は事務局が出席しました。

11日には、農業まつり実行委員会が北庁舎の会議室で開催され石阪会長、事務局が出席しました。

17日は農業簿記講習会が、北庁舎3階第1会議室で開催され6名の方が参加いたしました。

19日は、令和2年新年賀詞交歓会担当者会議が、むさし府中商工会議所で開催され、小柴局長が出席しました。

続きまして、次回以降の総会開催予定日ですが1月は21日、火曜日午後2時から、第1会議室で開催させていただきますので、ご出席をお願いします。

なお、2月の総会は、2月25日、火曜日を予定しておりますので、ご承知おきください。以上でございます。

○事務局（樫澤事務職員） はい、会長、続きまして、議事日程の下の方に記載していますが、今年度の府中市農業振興褒賞式典を令和2年2月14日に府中の森芸術劇場、平成の間で、開催します。

なお、毎回行われている講演会については、皆さんお忙しいとのことから、本年は行わないことといたします。

また、第61回東京都農業委員会・農業者大会が同じく2月20日に昭島市市民会館で開催されます。

その際には、企業的農業経営者として若松町第2地区の〇〇〇〇さん、農業後継者として住吉町地区の〇〇〇〇さんが表彰されます。その他、農業功労者表彰の感謝状を南町第2地区の〇〇〇〇さんが受賞されます。

また、北多摩地区農業委員会連合会の優秀農業経営者として日新町地区の〇〇〇〇さんが表彰されます。

それぞれの式典の集合時間等詳細は、1月の農業委員会総会で連絡いたします。以上でございます。

○議長（石坂委員） はい、よろしいでしょうか。先ほどの農業会議の顕彰では〇〇さん、〇〇さんのお二人は農業会議会長賞と併せて都知事賞も受賞されます。他に何かありますか。（…）

それでは、（4）の「その他」に入りますが、本日は情報管理課より「2020年農林業センサスについて」の説明があります。情報管理課の職員が見えておりますので、早速、説明をお願いします。

○情報管理課（宇野主査） はい、皆様こんにちは。私は府中市役所の情報管理課統計担当主査の宇野と申します。私ども統計担当では、国勢調査をはじめとする国が実施する様々な統計調査の事務を担当しております。

本日は、貴重なお時間をいただき、このような場をお借りできますこと、お礼申し上げます。ありがとうございます。

さて、今回お時間をいただきましたのは、来年2月1日を調査期日として農林水産省が実施する『2020年農林業センサス』についてのお知らせでございます。

皆さまには調査のリーフレットをお配りさせていただいておりますので、そちらをご覧くださいながら、お聞きいただければと思います。この調査は、農林業の生産構造や就業構造などの実態を明らかにすることを目的に5年ごとに実施している重要な統計調査です。調査結果は、各種農林業施策の推進や国の交付金算定の基礎資料として活用されるほか、農林業に関する様々な統計調査に必要な母集団情報の整備などに活用されています。

本日配布させていただいたリーフレットには調査の概要と過去の調査結果の一例

が記載されております。後程、お読みいただければ幸いです。

調査のスケジュールについて簡単にご説明申し上げますと、リーフレットにありますが、来年の1月中旬以降、東京都知事から任命を受け、調査員証を携帯した統計調査員が、農林業を営む方々のもとへ伺い、農林業を営む耕作地の状況等に関する聞き取りを行います。その結果、一定の要件を満たす方には調査票を配布しますので、調査票を配布された方は調査票記入のご協力をお願いします。調査票が配布された方は、2月1日以降に記入済みの調査票を配付した調査員へご提出ください。

なお、回答方法には、再度調査員がご自宅に調査票の回収に伺う必要がなく、自分の好きな時間に回答ができる便利なインターネット回答もございますので、ぜひご利用ください。

主な調査項目は、経営の状態、世帯の状況、経営耕地面積、農作業の受託の状況、農産物の販売金額などです。

本調査の実施に関する広報として1月1日号の「農業委員会便り」、1月11日号の「広報ふちゅう」及び市ホームページに記事を掲載するとともに、各文化センター等にポスターの掲示を予定しております。

正確な統計を得るためには、調査対象となるすべての農林業経営体の方のご協力が不可欠ですので、調査の主旨や重要性をご理解いただき、ご協力くださいますよう、よろしく願いいたします。

なお、毎年1月に農業委員会より郵送される『耕作状況届出書』と『農業経営調査票』とは調査内容が一部重複していると思われませんが、別の調査となりますので、ご負担をおかけいたしますが重ねて調査へのご協力をお願いいたします。

時間の都合上、簡単なお説明になりましたが、ご不明な点などございましたら、情報管理課までお問合せいただければと思います。本日はどうもありがとうございました。

○議長（石坂委員） この一定規模以上の農家というのは具体的にはどうなりますか。

○情報管理課（宇野主査） はい、いくつか条件がございますが、例えば経営する耕地面積が30アール以上やご自分の農業経営だけでなく他の方から農作業の受託を受けているとか、30アール以下でも露地で野菜を15アール以上やっている方等々ございますが、調査員が聞き取りで対象と判断した場合は調査票をお渡しすることになりますので、よろしく申し上げます。

○委員（河内委員） はい、このセンサスの数字で例えば専業農家の数等、実態とかけ離れていると思われるので、せっかく市で毎年、経営調査をして数字があるから、それを使えば良いと思いますが。

○情報管理課（宇野主査） はい、これは、全国で統一した基準を用いて実施し、その数字の集計となりますので、市の基準で出した数字は使えないと思われます。ご意見は機会を捉え国に伝えたいと思います。

○委員（市川委員） はい、調査の対象は、聞き取りした農家の中から対象と思われる農家と言われましたが、毎年の経営調査を確認して対象を絞って行えば効率的だと思います。

○情報管理課（宇野主査） はい、この調査は抽出ではなく、センサスつまり全員が対象で、条件に合うかどうかを調べて行うことになっているので、現行の方法にご理解いただきたいと思います。

○委員（松村委員） はい、そういう意味からいえば調査員は多少なりとも農業の知識がある方ですか。そうでないと、同じようなケースで対象になったり、ならなかったりしてしまうと思いますがどうでしょうか。

○情報管理課（宇野主査） はい、調査員は統計調査員として市に登録をしている方の中から選びますが、普段使わないような用語が出てきますので、質問項目を忠実にお聞きし、調査員の主観が入らないようにするなど事前に指導をしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（石阪委員） 調査項目に今、動いている特定生産緑地とか生産緑地の項目はありますか。あるとすると知識がないと質問できないと思いますが。

○情報管理課（宇野主査） その方が経営している面積や借りている所があるかなどの項目はあったと思いますが、生産緑地の項目はなかったと思います。

○議長（石阪委員） はい、いずれにしても、5年に一回なので、なるべく実態に即した数字になるように協力したいと思います。

○事務局（小柴事務局長） はい、前は農家数326件という数字で、このセンサスの数字が市の農業委員会交付金とか補助金の基準となりますので、件数が減ると交付金等に影響がでますので、よろしくをお願いします。

○議長（石阪委員） よろしいですか。（…）

○情報管理課（宇野主査） ありがとうございます。1月16日、17日に調査員説明会を行いますので、それ以降にお伺いすることになると思います。お忙しい

ところ恐縮ですが、ご協力のほどよろしくお願いします。

○議長（石坂委員） はい、ありがとうございました。情報管理課職員の方はここで退席しますので、少しお待ちください。

（情報管理課職員退席）

○議長（石坂委員） はい、他にありますか。（…）

それでは、本日の議事はすべて終了となりますので、「第30回府中市農業委員会総会」を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

午後4時40分閉会